

## 青森県人づくり戦略推進会議設置要綱

制定 平成19年10月17日  
改正 平成20年10月29日  
改正 平成25年 3月21日  
改正 平成30年12月20日  
改正 平成31年 4月 1日  
改正 令和 4年10月 1日

### (設置)

第1 「あおもりを愛する人づくり戦略」(平成19年9月策定)でめざす人財育成の推進に向けた気運醸成及び関係団体相互の連携強化を図るとともに、本県の「地域力」を結集し、当該戦略に基づく取組の効果的な推進を図っていくため、「青森県人づくり戦略推進会議」(以下「戦略推進会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2 戦略推進会議は、別表に掲げる団体等並びに知事及び教育長をもって構成する。

### (議長)

第3 戦略推進会議に議長を置き、知事をもって充てる。

2 議長は、戦略推進会議を代表し、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が不在のときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4 戦略推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は会議の進行を行う。

3 議長は、必要に応じて別表に掲げる団体等以外の団体等を会議に出席させることができる。

### (部会)

第5 戦略推進会議に、人財育成に資する取組等に関する調査・検討等を行うため、部会を設けることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### (庶務)

第6 戦略推進会議の庶務は、企画政策部地域活力振興課において処理する。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、戦略推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年10月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月29日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別 表 (第2、第4関係)

	団 体 等 名	備 考
	(商工・観光関係)	
1	青森県商工会議所連合会	
2	青森県中小企業団体中央会	
3	公益社団法人 青森県観光国際交流機構	
	(農林水産関係)	
4	青森県農業協同組合中央会	
5	青森県漁業協同組合連合会	
	(医療・福祉関係)	
6	公益社団法人 青森県医師会	
7	社会福祉法人 青森県社会福祉協議会	
	(建設関係)	
8	一般社団法人 青森県建設業協会	
	(金融関係)	
9	一般社団法人 青森県銀行協会	
	(教育関係)	
10	青森県私立幼稚園連合会	
11	青森県小学校長会	
12	青森県中学校長会	
13	青森県高等学校長協会	
14	青森県私立中学高等学校長協会	
15	独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校	
16	国立大学法人 弘前大学	
17	公立大学法人 青森公立大学	
18	青森県PTA連合会	
	(文化・スポーツ関係)	
19	一般社団法人 青森県文化振興会議	
20	公益財団法人 青森県スポーツ協会	
	(地域活動関係)	
21	特定非営利活動法人 あおもりNPOサポートセンター	
22	あおもり立志挑戦の会	
	(市町村関係)	
23	青森県市長会	
24	青森県町村会	

(順不同)